



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

ベトナムにおける障害をもつ子ども・青年の社会参加：

学校卒業後の進路と生活についての実態調査(第1年次、1998年)を通して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-10-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 学 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/4464

ベトナムにおける障害をもつ子ども・ 青年の社会参加

—— 学校卒業後の進路と生活についての実態調査

(第1年次、1998年)を通して ——

黒 田 学

(1999年6月14日受理)

The Problems of Participation in Social Life

—— for Children and Young Persons

with disability in Vietnam, 1998 ——

Manabu KURODA

要 約

本稿は、1998年8月にベトナム、ホーチミン市で取り組んだ肢体不自由の障害をもつ子ども・青年の社会参加に関する実態調査(ケース・スタディ、第1年次)を基礎にしている。まずはじめに、調査の概要を整理し、調査の結果を考察した上で、障害をもつ子ども・青年の学校卒業後(中途退学を含め)の社会参加への課題を提起している。その際に、昨年1998年に制定されたベトナムの障害者に関する法令を取り上げ整理した上で、より普遍的な観点から障害をもつ子ども・青年の社会参加への課題を提起している。

目 次

はじめに

1. 調査の概要
2. 調査の結果と考察
3. 社会参加への課題

おわりに

はじめに

本稿は、ベトナムにおける肢体不自由の障害をもつ子ども・青年の社会参加に関して、実態調査（ケース・スタディ）を通してその課題を提起することにある。

国際連合「障害者の権利に関する宣言」（1975年）、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」（1981年）、さらには1983～1992年の「国連障害者の10年」、「子どもの権利条約」（1989年）、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）、「障害をもつ人々の機会均等化に関する基準原則」（1993年）など、国際的なレベルで障害をもつ子ども・人の基本的人権保障、社会参加の促進が提起されてきた。これらの国際的合意は、加盟各国の制度や施策の充実へと結びついてきた。しかしながら、ベトナムをはじめとする発展途上国では、経済力の弱さや法制度の未整備もあって、障害をもつ子ども・人の社会参加には多くの困難な課題がある。

筆者が所属する「日越友好障害児教育・福祉セミナー実行委員会（以下「実行委員会」）」¹⁾は、障害をもつ子ども・青年の進路と生活についてのヒアリング調査（1998年8月ホーチミン市）をおこなった。その目的は、障害をもつ子ども・青年の学校卒業後または中途退学後の進路や生活についての実態を明らかにし、国際障害者年（1981年）などで提起された「完全参加と平等」の理念が生かされた施策が展開されるよう、その課題を提起することである。

なお本調査は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由の障害別に4つの調査グループを作り、グループごとに面接調査を行った。また本調査は、1998～2000年までの3カ年にわたって、毎夏にホーチミン市を訪問し、継続的に取り組むことを予定している。したがって本稿は、4つの調査グループの内、肢体不自由の障害について、第1年次の調査結果に基づいた中間報告にあたる。

「実行委員会」は、今回の調査に先立って、1995～1997年の3カ年にわたり、ホーチミン市特別区ニャーバー県（現在、一部はホーチミン市第7区に行政区分が変更されている）に住む、障害をもつ学齢期の子どもとその家族を訪問し面接調査（65家族を対象）を行った。調査は、不就学で在宅の障害をもつ子どもとその家族の生活実態、およびそれを取り巻く地域社会のネットワークを明らかにするために行われた²⁾。

このような先の調査を踏まえ今回は、就学していた子ども・青年が、学校卒業後（中途退学を含め）、それぞれの進路や生活がどのように保障され、社会参加が遂げられているのか、を明らかにすることを課題としている。

したがって、本稿は筆者が所属する肢体不自由調査グループの調査を通して、ベトナムにおける肢体不自由の障害をもつ子ども・青年の社会参加に関して述べることにする。

1. 調査の概要

(1) 調査目的

障害をもつ子ども・青年の学校卒業後または中途退学後の進路や生活についての実態を明らかにし、国際障害者年などで提起されてきた「完全参加と平等」の理念に基づき、社会参加への施策充実に向けた課題を提起する。

(2) 調査の方法と対象

ベトナム、ホーチミン市内の各学校または家庭を訪問——グエンディンチュー盲学校（視覚障害）、ヒーボン第一聾学校（聴覚障害）、タンマイ障害児学校（知的障害）、ホーチミン市児童福祉基金（肢体不自由）の各々から紹介された子ども・青年およびその親・保護者を対象にして、質問紙に基づくヒアリング（個別面接）調査を行った。

調査日は、1998年8月20-21日の2日間であり、調査対象者は、各学校の卒業生（中途退学者含め）及びその親・保護者である（1998年は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由の障害別に、各4名ずつ、合計16名とした）。

質問紙に基づくヒアリング調査で、学校へ来校してもらっての面接または家庭・職場訪問による面接を行った（1ケース約1時間）。その際、各グループ1名のベトナム人通訳（日越語通訳）を配置した。

調査グループは下記のように編成し、日本側2名以上、ベトナム側1名以上による日越共同調査チームから構成された（表1）³⁾。

表1 調査グループ一覧

① 視覚障害
グエンディンチュー盲学校
日本側：宇佐見芳弘、荒川喜博、藤本文朗
ベトナム側：Phan Thi Suan校長、Nguen Trung Hieu 副校長ほか
② 聴覚障害
ヒーボン第一聾学校
日本側：藤井克美、数家康子、服部育代
ベトナム側：Tran Thi Ngoi校長ほか
③ 知的障害
タンマイ障害児学校（知的障害）
日本側：榊蔵千恵子、坂井清泰
ベトナム側：Khoai校長ほか
④ 肢体不自由
ホーチミン市児童福祉基金（肢体不自由、家庭訪問）
日本側：黒田学、鈴木典夫、池添素、茅野明子ほか
ベトナム側：Tran Thi Ngoc Bich副所長ほか

2. 調査の結果と考察

(1) 調査の対象

肢体不自由の障害をもつ子ども・青年のヒアリング調査は、ホーチミン市児童福祉基金の紹介により、以下の4名について行った(表2)。

表2 調査対象の子ども・青年の一覧

ケースNo.	氏名	生年・年齢	性別	現在の職業など
1	N.T.	1972年生・26歳	男性	共同作業所での木工の仕事
2	H.H.	1983年生・15歳	男性	無職(以前は時計修理手伝い)
3	T.K.	1976年生・22歳	女性	裁縫の仕事に就いている
4	H.L.	1983年生・15歳	女性	学校生徒、進学希望

(2) 調査の結果

【ケース1】 N.T. 1972年生(26歳)、男性、共同作業所での木工の仕事、住所:ビン・タン区

N.T.さんは、3歳の時にポリオにかかり、下肢麻痺の障害をもつことになった。日常は車いすを使って移動している。小学校、中学校は普通学校に通い、中学4年で中途退学した。その後職業学校を3年間通い、木工技術を習った。しかし、学校が自宅から14kmも離れているため自分で通学するのは困難(特に雨の日は泥道になるなど)で、また学校から仕事を紹介してもらえなかったこともあり退学した。調査日の1か月ほど前から障害をもつ友人同士、10人で共同作業所を設立した。N.T.さんは、そのリーダー(作業所所長)である。場所は、1か月50万ドン(1万ドン=約100円)で借りている。5人1組で、「おみやげのキーホルダーなどをつくる木工細工」と「学校の制服などの縫製」の2グループで運営している。作業所を開所したばかりなのでまだわからないが、出資金が大きいことなどから採算の見通しはやや難しく、現在は赤字のようである。

N.T.さんが、このような共同作業所を作るきっかけになったのは、1996年大分県で開催された車いすマラソンに参加した際、日本の作業所などを訪問したことである。日本の障害者の仕事や生活、社会参加の様子に触れ、交流したことが、帰国後、友人たちと出資し合って共同作業所をつくる大きな動機になった。

N.T.さんは、友人が30人ぐらいおり自宅に友人を呼んではいろいろな会話を楽しんでいる。音楽が好きなので、友人たちと1か月に1回ぐらいライブハウスに出かける。車いすによる移動は、友人が手伝ってくれる。恋人(障害をもっていない)がいて、一緒に出

かけることもある。趣味は、車いすスポーツで、1998年10月にはハノイの大会に参加する予定である。レース用の車いすは、スポーツクラブのスポンサーから提供を受けている。朝、夕の30分間ずつは車いすレース大会に向けてトレーニングをしている。また、N.T.さんは、将来、作業所を大きくしたいと考えており、障害者がもっと働けるような社会になることを願っている。「もっとお金があればみんなが機械を持って、賃貸でない場所の確保も可能であるが、製品が売れないと仕事を続けるのが難しい」と言い、日本の障害者の経験を学びたいと希望している。

家族構成は、母親（1951年生）と2人の姉、2人の兄、N.T.さんの6人である。

父親（1932年）は、1997年肺病のため亡くなっている。母親は、心臓病と高血圧のために病弱であり、仕事に就いていない。長男の兄、次女の姉はそれぞれ結婚し別居している。主な家計支持者は、繊維工場に勤務している長女（月収約60万ドン）と縫製業に就いている次男（月収約60万ドン）である。家族としての月収は合わせて約120万ドンであり、母親は「家族が生活できる程度には十分な収入」と答えている。

母親は、N.T.さんを「自慢の息子」と言いつつも、母親自身が病弱であること、将来にわたってずっと子どもと一緒におられないことから子どもの将来に不安を持っている。子どもの仕事がうまく軌道に乗って安心したいと考えている。

【ケース2】 H.H. 1983年生（15歳）、男性、無職、住所：第11区

H.H.さんは、1歳の時にポリオにかかり、下肢麻痺の障害をもつことになった。日常は車いすで移動している。小学校、中学校は普通の学校に通い、中学1年生で中途退学した。退学したのは、障害をもっていることで友人からいじめられたこと、休憩時間に走り回れないことなどが理由である。現在は、仕事もなく家にいることが多い。学校では職業教育はなかったが、以前、時計店で1か月半、時計修理の技術を習った。全部習うには10万ドンが必要といわれ、途中でやめざるをえなくなった。時計修理を習っていたときには、時計修理を手伝ってもいたので少しお金が得られたが、今は収入がない。

H.H.さんの友人は2人で、一緒に時々ライブハウスに出かける。趣味は本を読むことだが、友だちが来てくれるのが一番楽しい。1人で車いすを使って外出することもあるが、今はあまりなく、家に閉じこもりがちである。近所の人とは、自分の障害があるのであまりつき合いがない。2人の友人の1人は時計修理の仕事に就いているが、もう1人は仕事がない。

家族構成は、母親（1964年生）、弟（1984年生）、H.H.さんの3人家族である。父親（出生年不詳）は1984年に亡くなっている。主な家計支持者は母親で、さとうきびやすだちを市場で売っており、1日数千ドンから1万数千ドンの収入がある（月収約30万ドン）。弟は、小学校を卒業したが、無職で家にいることが多い。

なお家族は3人であるが、実際には祖母など14人の大所帯で、同じ家で生活をしており、時々経済的困難に直面する。1年間に20万ドンを人民委員会から融資を受けている。

母親は、子どもに運動障害があることを仕方がないことと捉えているが、いつまでも一緒に住んでいられないため、「親亡き後」の子どもの将来が心配と語っている。

【ケース3】 T.K. 1976年生(22歳)、女性、裁縫の仕事に就いている、住所：ピン・タン区

T.K.さんは、5歳の時にポリオにかかり下肢障害をもつことになり、自分ひとりで歩くことができない。小学校は5年生で卒業した。仕事は、今年から裁縫の仕事をしている。仕事場のお店までは、母親が毎日送迎している。職業教育は受けていないが、仕事場でお金を払って裁縫の仕方を教えてもらっている。時々給料をもらっており、月収にすると15万ドンになる。仕事に就くまではずっと1人で自宅におり、家で本を読むぐらいの毎日であった。外に出かけるには困難で、ほとんど出かけられなかった。現在は仕事があつて、毎日が楽しいと語っている。

T.K.さんは、小学校からの友だち(障害をもっていない)が2人いる。友だちは遠いところに住んでいるので、自転車で迎えに来てもらって、自転車に乗せてもらいドライブする。趣味は音楽を聞くのが一番である。小遣いはなく、収入はすべて生活費として母親に渡し、必要なときに母親からもらっている。

家族構成は、T.K.さん、父親(43歳)、母親(42歳)、妹2人(15歳と10歳)の5人家族である。父親は、シクロ(自転車タクシー)の仕事に就いており(日収1日20,000ドン)、母親は木炭の物売り(日収1日15,000ドン)をしている。家族の月収は、H.H.さんの収入を合わせて100万ドン弱と推測される。2人の妹は学校に通っており、中学3年生と小学校5年生である。隣近所との関係は、葬式の時に手伝うぐらいで近所づきあいは何もない。

母親は、家族が大変貧しいこと(1か月30万ドンで部屋を借りて生活している。テレビなどの家電製品は何もない)や、T.K.さんが歩けないために将来が不安であると語っている。父親も、T.K.さんが自分で移動できてもっと仕事ができるように願っている。

【ケース4】 H.L. 1983年生(15歳)、女性、ポリオ・リハビリテーションセンター⁴⁾(学校)生徒、住所：ピン・タン区

H.L.さんは、1歳の時にポリオにかかり下肢障害をもっており、歩行には杖が必要である。現在、ポリオ・リハビリテーションセンター(学校)の小学5年生である(5年前から在籍している)。センター学校で普通教育を受けており、職業教育は受けていない。H.L.さんは、数学が好きで、一生懸命に勉強をして将来は医者になって障害者関係の仕

事に就きたいと希望している。特に医療が届きにくい地方で仕事に就きたいと語っている。

H.L.さんは、センター学校中すべてが友人で、ボランティアにやってくる青年グループの人たちとも友人である。歌を歌うのが趣味で、母親に自分の気持ちを歌で表現することが好きである（面接の後、H.L.さんは、母親への思いを美しい歌声にして聞かせてくれた）。

家族構成は、H.L.さんと母親（39歳）の2人である。父親とは6年前に離別している。H.L.さんの弟は4歳の時に亡くなっている（転落死）。母親は、4～5年前から頭痛に悩まされ、体の調子が悪い。仕事は、2年前から手押しの屋台（デザード）の物売りで、収入は1日20,000～25,000ドン（月収60万～70万ドン）であるが、調子が悪い日は休んでいるため不安定である。自宅は、川の上の建物の1つの部屋を借りている（賃料19万ドン）。ひとり親家庭で、経済的に困難であるため、H.L.さんは寄宿している。

母親は、子どもの障害が原因で父親と6年前に離婚している。子どもの手術や薬代にたくさん費用がかかっているのが大きな負担と語っている。子どもの将来については、子どもが歩くことができないこと、母親自身が体があまり良くないのでずっと一緒に住めないことを心配している。子どもが勉強したいと思う間は勉強させたいし、大学にも進学させてやりたい、海外にも行かせてやりたい、と希望している。

(3) 考察

今回調査した4つのケースは、肢体不自由の障害を持ち、男女2名ずつで、有職、無職それぞれ2名ずつの条件で、ホーチミン市児童福祉基金から紹介を受けた。これら4つのケースから、障害者の就労と社会参加の困難さが見受けられる。

ケース1は、障害者スポーツ・車いすレースの選手として、海外遠征にも参加したことがあり交友関係は広い。障害者スポーツを楽しみ、海外遠征選手にも選ばれている彼は、ベトナムでは極めて例外的な存在と言って良いであろう。しかし、就労の場としての共同作業所づくりは出発したばかりの状況であり、就労の点では困難な課題を抱えている。作業所開設の際の借金もあり、前途は多難である。

ケース2は、時計の修理技術を習得するための費用が捻出できず中途半端に終わっており、仕事にも就けていない。友人も少なく、家に閉じこもりがちである。住居は極めて狭く、1日中いすにかけていることが多い。近隣との関係も良好でなく、孤立しがちである。失業状態の上に、閉じこもりがちな生活では、社会参加の道が大きく閉ざされていると言えよう。車いすも十分なものではないし、自宅の周りは、入り組んだ路地であることや舗装されていないために、車いすで1人で外出することが難しい。

ケース3は、裁縫の仕事に今年就いたばかりであるが、就労の場が得られたことで、生活にメリハリがつき、家族への一定の貢献がなされた様子である。ただし職場へは、母親の送迎が必要で外出は容易ではない。2人の妹は就学しており、父母と本人の収入で5人

家族の生活は苦しい。

ケース4は、まだ学校に在籍しており、学校卒業後の進路はまだ不明である。しかし母親の体の調子が悪いことや経済的困難さから寄宿生活終了後の生活が心配される。成績は優秀で、大学進学を希望しているが、進学費用などの援助がないと困難であろう。

4つのケースは、各々異なった課題を抱え、異なるケースと言えよう。しかし、いくつかの共通する課題がある。

第1は、4つのケースに共通して、生活の経済的な基盤が不安定なことである。自立的な生活の基礎になる就労の場、経済的な基盤が十分確保されていない。共同作業所は、開所したばかりでまだ採算ベースにのっておらず、将来は未知数である。行政からの経済的な援助が得られないと作業所の運営を維持することは難しいと考える。したがって行政は障害者の就労の場を積極的に確保する施策を展開しなければならない。特に「親亡き後」の生活が自立的に成り立つように経済的な基盤の確保が求められる。ベトナムでは傷痍軍人への生活援護を除いて、障害者への所得保障は見られない。日本における障害基礎年金制度のように、国家による所得保障制度がなされることも必要である。

第2は、生活の場としては、交友関係の広いケース1や寄宿生活をしているケース4を除いて、在宅で家族と生活しているが地域社会から孤立している。外出するためには、家族の援助なしには難しい。友人が少なく交友関係が狭いことは、青年期の自立にとって困難な問題である。共に活動する場や仲間づくりが必要である。寄宿生活をしているケース4のように、多くの友人に囲まれ毎日を送っている彼女の表情は明るかった。またケース1のように、共同作業所の仲間のリーダーとして活躍していることで、将来への希望にもつながっていると見えよう。

第3は、余暇活動や文化・スポーツ活動については、やはりケース1とケース4を除いて、活動する機会や場が皆無で、仲間が極めて少ない。ベトナムでの障害者スポーツ人口についての統計は入手できていないが、スポーツを楽しむ障害者は極めて珍しいであろう。そういう意味で、ケース1は極めて例外的であり、障害者スポーツや文化活動など余暇活動の保障がめざされなければならない。ケース1の男性は、車いすレースの選手として毎日のトレーニングに精を出し競技に参加することで、自信を持ち何事に対しても前向きである。

以上の4つのケースについての考察を踏まえて、次節では、このほど制定された障害者に関する法令に触れ、より普遍的な観点から障害をもつ子ども・青年の社会参加への課題を考察し、提起したい。

3. 社会参加への課題

(1) 障害者に関する法令（1998年）

発展途上国であるベトナムでは、社会福祉制度は未整備で社会的困難をまだまだ多く抱えている。一般的な社会保険制度が1995年に施行されたばかりで、社会福祉制度は体系化されていない。ただし障害者施策については、1998年に障害者に関する法令（Ordinance on Disabled Persons, 1998）⁵⁾ が制定された。障害をもつ子ども・人の諸権利の保障と施策の基本方向が提示され今後の展開が期待される。そこで、障害者に関する法令について、以下簡単に触れておきたい。

同法令は、8章35条から構成されている（表3）。

まず、総則、第1条は「障害者の規定」、第2条は「戦傷者の適用規定」が定められている。

そして第3条1項では、「国家は、障害者の生活を安定させるために彼らの諸能力を発達させ、政治的、経済的、文化的、社会的諸権利を保障し、障害者がコミュニティに統合され、障害者が社会活動に参加するために諸条件を整備することを促進する」としている。同じく第3条2項では雇用やリハビリテーションなどの保障が定められている。

第5条では「国家は毎年、障害者の生活が安定するように、障害者が教育、リハビリテーション、職業訓練と職業斡旋、健康診断と治療をえられるように援助し、社会に広報し、国家予算を確保する」として、国家の障害者施策の基本を定めている。

このように国家による積極的な障害者の人権保障と予算確保を含めた施策が定められている一方で、第4条1項では、「障害者の両親および家族、後見人は、障害者が機能回復し、労働に努め、社会生活に参加するように、援助し、養育する義務がある」とし、家族等に障害者への援助を義務づけている。

表3 ベトナム障害者に関する法令（1998年）の構成

第1章 総則	(1 ~ 9条)
第2章 障害者の保健・医療と援助	(10 ~ 14条)
第3章 障害者の教育	(15 ~ 17条)
第4章 障害者の職業訓練と雇用	(18 ~ 23条)
第5章 障害者の文化・スポーツ活動と公共機関利用	(24 ~ 26条)
第6章 障害者への援護と国家管理責任	(27 ~ 31条)
第7章 奨励と違反の取り扱い	(32 ~ 33条)
第8章 施行規定	(34 ~ 35条)

社会参加に関わる点では、第3章「障害者の教育」第15条で「障害児の学費免除又は減免制度」、第4章「職業訓練と雇用」では第18条に職業訓練の促進とともに「職業訓練を受ける障害者はその費用を免除される」と規定している。教育の機会均等をすすめる、職業教育を促進することが定められている。

第5章「文化・スポーツ活動と公共機関利用」では、第24条「国家および社会は、障害者の文学、芸術、スポーツ、科学、技術についての能力を発達させるためによりよい条件をつくる」、第25条「文化機関、スポーツ機関は障害者のためによりよい条件をつくらなければならない」として、障害者の文化・スポーツ活動促進のための条件整備を進めることがめざされている。さらに第26条では、公共建築物などの建設に際して障害者の利便性を考慮に入れ、同時に「所管官庁によって公布された建築基準を遵守しなければならない」と定めている。このように公共建築物などのバリアフリーを進めることが明記されている。

以上のように、障害をもつ子ども・人に対する広範な権利保障と具体的な施策の規定は、ベトナムの歴史で初めてのことである。そういう意味で画期的な法の成立と言えよう。ただし、これらの規定は定められたばかりで、障害をもつ子ども・人の生活は、現実には多くの困難を抱えている。障害者に関する法令の理念、各条文と生活実態との乖離が著しいため、今後の運用を大いに期待したい。

(2)社会参加への課題

これまで触れてきたように、障害をもつ子ども・青年の社会参加を促進するにあたって、新たに制定された障害者に関する法令への期待は大きい。しかしながら、先にも指摘したように「障害者の家族等の義務規定」(第4条)があること、日本における障害福祉年金のような所得保障が定められていないこと、介護に関わる具体的な規定が見あたらないことなど、重要な点で不備が見受けられる⁶⁾。「障害者の権利宣言」(1975年)をはじめ、「障害をもつ人々の機会均等化に関する基準原則」(1993年)といった国際的な権利保障の水準からも問題と言え、今後の改正を待たねばならない。ただし、ベトナムの現在の財政力や社会情勢などを勘案すれば、このような不備、問題点は致し方ないのかもしれない⁷⁾。

社会参加促進にあたって、障害者に関する法令にはそのような不備、問題点を抱えているが、さらにどのような課題があるのか、最後に整理しておきたい。

第1に、ベトナムは発展途上国であることから、障害をもつ子ども・青年の社会参加の促進には、国際連合をはじめとする国際機関や先進諸国による積極的な経済援助が欠かせないことである。単なる経済援助にとどまらず、医療やリハビリテーション技術、教育方法、福祉援助技術など「ソフト」の分野での援助も必要である。

第2に、たとえ法制度が整備されても、それを運用する行政側の力量、専門性が問われ、教育・福祉の専門性の向上が課題である。例えば、ベトナムの高等教育機関には障害児教育の教員養成課程が設置されていないため、一般の教員養成課程を卒業した人が障害児学

校で教育にあたっている。障害児教育や障害児心理、障害者福祉といった分野の講義科目がないために、職に就いてから手探り状態で教育にあたっている。障害児学校で教育にあたる専門力量を備えた教員養成や、障害児・者福祉の施設職員、ケースワーカーなどの専門家養成が必要になっている⁸⁾。

第3に、障害をもつ子ども・青年、親・家族による当事者組織の形成が必要である。ベトナムには、盲人協会が組織されているが、その他の組織・団体は不明である。日本では、障害をもつ人自身の組織活動や親・家族の組織活動などが、行政施策に大きな影響を与え、障害児教育・福祉を進展させてきた。したがって、ベトナムにおいても当事者組織による運動が、障害児教育・福祉をはじめ、障害をもつ子ども・青年の社会参加を大きく展開させることになるであろう。ただし、ベトナムでは、障害をもつ人に限らず、自発的な運動団体（市民団体）がほとんど結成されていないという国情の違いがある。

以上のように、障害をもつ子ども・青年の社会参加には、まだ多くの困難な課題があり、越えなければならない障壁は大きい。しかし、障壁は大きいですが、今回の調査結果をもとに、ホーチミン市障害児教育研究センターやホーチミン市障害者支援センターなどの関係機関と協議しながら、一つでも多くの具体的な施策に結びつけばと考えている。

おわりに

先述したが、今回の調査は、3ヶ年計画の第1年次であり、引き続き調査を行う予定である。したがって、本稿はあくまでも中間報告であり、十分な結論が導き出せない段階である。

なお1999年の第2年次調査では、障害をもつ人が家族と離れて「自立」した生活をしているケースや障害者団体に参加しているケースを取り上げる予定である。さらに最終年2000年第3次調査を成功させ、再度報告の機会を持つことにする。

【注】

- 1) 藤本文朗滋賀大学教授を代表とする「実行委員会」は、1992年から毎夏、ホーチミン市において、ホーチミン市障害児教育研究センターとともに、「日越友好障害児教育・福祉セミナー」を開催し、1998年には第7回を数えた。日越の研究者、実践家、ソーシャル・ケースワーカー、学生・院生などが参加し、障害児教育・福祉に関する研究報告と討論を重ね、研究、実践の交流を図っている。障害の種類別に分科会を持ち、具体的な課題を共に考える機会を持っている。このようなセミナーの開催と同時に、のちに触れる1994～96年の在宅障害児の生活実態調査なども手がけている。ちなみに筆者は、1994年第3回セミナーから毎回参加している。

なお第7回セミナーおよび今回の調査報告の詳細については、日越友好障害児教育・福祉セミ

- ナー実行委員会『第7回日越友好障害児教育・福祉セミナー（1998年）報告書』1999年5月、を参照のこと。
- 2) 拙稿「ベトナムの障害児と家族の生活」藤本文朗編『ベトちゃんドクちゃんだけでなく』文理閣1997年、99～119ページ。
 - 3) 他の調査グループの調査報告については、日越友好障害児教育・福祉セミナー実行委員会『第7回日越友好障害児教育・福祉セミナー（1998）報告書』1999年5月、56～86ページ、を参照のこと。
 - 4) ホーチミン市ポリオ・リハビリテーションセンターは、現在ホーチミン市障害者支援センターと名称を変更しているが、労働戦傷者社会事業省のもとで1968年に設立されている。3～15歳までのポリオの子どもたちの教育、リハビリテーションにあたっている。18歳以上の青年には、縫製や電気修理などの職業教育を行っている。生徒数は、年齢別に、3～10歳が77名、10～15歳が66名、16～18歳が9名、18歳以上が53名で、合計205名である。なお寄宿舎が併設されており、内195名が寄宿している。
 - 5) 障害者に関する法令（Ordinance on Disabled Persons, 1998）は、1998年7月に制定された（OFFICIAL GAZETTE, No.28, 10-10-1998）。なお、第3条2項後段「戦時中にダイオキシンの原因による障害児者は、国家と社会によって特別な保護、援助を受ける」とし、ベトナム戦争時、米国のいわゆる「枯れ葉作戦」によるダイオキシン被害に対する援助を規定していることに注目しておきたい。
 - 6) 日本の障害者基本法（1993年）は、第6条「自立への努力」では、1項で「障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない」、2項で「障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない」と定めている。このように日本の障害者基本法にも、障害者と家族に「自立への努力」が義務づけられており、批判を受けている。
 - 7) ベトナムは、一般的な貧困や社会問題に関して、その対策を打ち出している。例えば、第六次5ヶ年計画（1996-2000年）では、教育、保健・医療、栄養不良、不就学などへの対策が述べられている（岩見元子『ベトナム経済入門』日本評論社1996年、41～49ページ）。
その他社会問題対策については、拙稿「ベトナムにおける社会開発と社会福祉に関わる施策の理論的研究」『三島海雲記念財団研究報告書』平成9年度第35号、1998年12月を参照のこと。
 - 8) 前掲注1)で触れた「日越友好障害児教育・福祉セミナー」は、障害児教育・福祉に携わる日越の教員、ケースワーカー、研究者などの専門的力を高めることを目的に、相互交流と学習を行っている。また、「実行委員会」では、ベトナムの若手教員や研究者など、日本の大学（大学院）への留学を支援してきた。

なお、本年1999年9月に、ホーチミン市幼児師範学校（教員養成短期大学）内に、障害児教育教員養成特別専攻科（卒業した学生を対象に定員30名、2年課程）の設置が予定されている。